

住民基本台帳事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（素案）について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）に基づき、特定個人情報保護評価の再実施の手続を進めています。

1 評価書の公示

この度、住民基本台帳事務に係る評価書の項目内容の変更を行うことから、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（素案）（以下「評価書」といいます。）を公示しており、御覧いただくことができます。

2 評価書に対する意見の提出

評価書の内容について意見のある方は、次のとおり意見を提出することができます。

(1) 受付期間

令和6年11月12日（火）～令和6年12月11日（水）（必着）

(2) 提出方法

郵送、FAX又は電子メールにより、裏面の提出先へ御提出ください。（様式自由）

(3) 意見の取扱い

ア 個別の意見に対する回答はしませんので、御了承ください。

イ 意見の提出において収集した個人情報については、法令等を遵守し、適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。

3 その他

上記の手続を経たうえで、京都市情報公開・個人情報保護審議会から意見を聴取し、国の特定個人情報保護委員会へ評価書を提出するとともに、公表します。

【担当】

京都市文化市民局

地域自治推進室区政推進担当

（電話：075-222-3048）



京都市
CITY OF KYOTO

京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

[提出先] 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市文化市民局地域自治推進室区政推進担当

FAX 075-213-0321 E-mail: kusei@city.kyoto.lg.jp

◆御意見記入欄◆

- * 様式は自由です。(他の用紙に御記入いただいても結構です。)
- * 期限(令和6年12月11日)までに郵送、FAX又は電子メールにより御提出ください。(必着)
- * 電話では受け付けておりませんので、御了承ください。

発行：京都市文化市民局地域自治推進室区政推進担当
発行月：令和6年11月



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

